

令和 3年度予算見積調書(6月補正予算 (第7号))

課室名 社会福祉課
担当名 医療保護・生活困窮者支援担当

内線 3271

単位：千円

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業			
B 2	生活困窮者自立支援事業費			一般会計	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	生活困窮者自立支援事業費			
事業期間	平成27年度～	根拠法令	生活困窮者自立支援法第1条・第5条・第6条・第16条（義務）、第7条（任意）			宣言項目	06 次代を担う人財育成	SDGsゴール			
						分野施策	020415 生活の安心支援	SDGsターゲット			
1 事業の概要 (1) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金等の特例貸付が、限度額に達するなど利用できない世帯に対し、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給する。				5 事業説明 (1) 事業内容 生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金等の特例貸付が、限度額に達するなど利用できない世帯に対し、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給する。 (2) 事業計画 令和3年7月～ 対象者へ支援金の案内を通知、申請書の受付開始（令和3年8月末まで） 申請書の受付後、審査、支払い決定及び支援金の給付を速やかに行う。（支給期間3か月） 令和3年8月～ 就労の活動状況、収入等を毎月確認 令和3年10月 (3) 事業効果 生活福祉資金の貸付を追加で受けることができない生活困窮者に対し、支援金を支給し、就労による自立等を支援する。							
2 事業主体及び負担区分 (国10/10・県0)											
3 地方財政措置の状況 なし											
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 本庁 9,500千円×1.3人=12,350千円 地域 9,500千円×0.5人= 4,750千円											
補正要求額・審査額		国庫支出金						一般財源	補正後の予算額	当初予算額	現計予算額
決	313,388	313,388						0	554,110	240,722	240,722
										うち一財	うち一財
要	313,388	313,388						0	554,110		
	240,722	152,564						88,158		88,158	88,158
現											

【審査の考え方】
生活福祉資金の特例貸付を利用できない生活困窮世帯に対して支援金を給付することで、就労による自立等を支援する必要性を認め、要求額を措置した。